

令和4年の薬剤師の届出について

薬剤師法第9条の規定により、薬剤師は2年ごとに届出が義務付けられています。令和4年度は届出の年にあたりますので、下記の通り期間内に提出されますようご注意ください。

今回の届出から、薬局、医療機関等に勤務する薬剤師については、オンラインによる届出が可能となります。オンラインによる届出が困難な場合や薬局、医療機関等に勤務されていない薬剤師については、従来どおり、紙媒体による保健所への届出となります。

なお、地域薬剤師会会員は地域薬剤師会により一括して、また、病院・診療所勤務の薬剤師は勤務する施設を通して提出される場合がありますので、地域薬剤師会または勤務施設にご確認ください。

記

- 1 届出義務のある者 薬剤師の名簿に登録されている薬剤師
(現在就労されていない方も含む)
2. 届出事項 令和4年12月31日現在の状況
3. 届出期間 令和5年1月4日(水)～令和5年1月16日(月)
4. 届出方法・届出先
次のいずれかによる方法
①オンラインによる届出
厚生労働省ホームページ 医療従事者届出システムを活用
(アクセス方法、利用マニュアル、届出様式等掲載)
i) 薬局、医療機関等に勤務する薬剤師のみ選択可能
ii) 薬局、医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力または電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。
※届出システムは令和4年12月17日より稼働予定です。

②紙媒体による届出

i) オンラインによる届出が困難な薬剤師や、薬局、医療機関等に勤務していない薬剤師が選択する方法

ii) 薬局、医療機関、保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、「住所地」の保健所又は「従業地」の保健所へ届出を行う。

紙媒体の届出票は、薬局、病院、診療所、大学、研究期間等に従事の方は、これらの施設より配布され、その他の方は保健所を通じて配布される他、厚生労働省ホームページに届出様式が掲載されますのでダウンロードしてご使用ください。

届出用紙

薬剤師届出表

<http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/20221209yakuzaishitodokede/todokedehyou.pdf>

記入要領 薬剤師届出票

<http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/20221209yakuzaishitodokede/kinyuyoryo.pdf>

記入例 薬剤師届出票

<http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/20221209yakuzaishitodokede/kinyurei.pdf>

＜参照＞

■大阪府 HP

<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/osirase/detail.php?recid=26339>

■厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/iryojujisha-todokede-sys.html

●オンラインによる届出システムのマニュアル

<https://static.iryokujujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/download.html>